那覇市公報

第１７６３号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市税条例等の一部を改正する条例（納税課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 607

○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）・・・・・・ 631

◇告　　示◇

○令和２年（2020 年）４月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）・・・・・ 634

◇公　　告◇

○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 635

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）・・ 636

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 636

◇消防局訓令◇

○那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 653

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 655

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 656

○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 656

○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 657

〇那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について･･････････ 658

◇監査委員訓令◇

〇那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令
･･ 659

◇正　　　　誤◇

〇那覇市公報第 1762 号の正誤（文化財課）･････････････････････････････ 661

条　　例

那覇市条例第30号
令和２年３月31日
公　　布　　済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

（那覇市税条例の一部改正）

第1条　那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第36条の3の2　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	
(4)　［略］	(3)　［略］
2～5　［略］	2～5　［略］
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条に	第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」とい

おいて「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	う。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	
(4)　［略］	(3)　［略］
2～5　［略］	2～5　［略］
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第48条　［略］	第48条　［略］
2　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3～17　［略］	3～17　［略］
（固定資産税の課税標準）	（固定資産税の課税標準）
第61条　［略］	第61条　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
9　住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9　住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10　小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6	10　小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6

項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。
（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）	（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）
第61条の2　法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	第61条の2　法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
2　法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	2　法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
3　法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	3　法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
（たばこ税の課税免除）	（たばこ税の課税免除）
第96条　［略］	第96条　［略］
	2　前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
2　前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。	3　第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。
3　［略］	4　［略］
（たばこ税の申告納付の手続）	（たばこ税の申告納付の手続）
第98条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当	第98条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当

該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
2～5　［略］	2～5　［略］
付　則	付　則
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第2条　平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第2条　平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第3条の3の2　平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2	第3条の3の2　平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2

第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2　［略］	2　［略］
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第4条　昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第4条　昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2～3　［略］	2～3　［略］
(読替規定)	(読替規定)
第6条　法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。	第6条　法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2　［略］	第6条の2　［略］
2　法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	

3　法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	2　法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
4　［略］	3　［略］
5　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	4　法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
6　法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	5　法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
7　法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6　法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8　法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	7　法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
9　法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	8　法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10　法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	9　法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
11　法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10　法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
12　法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	11　法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13　法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	
14　法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12　法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
15　法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13　法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
16　法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14　法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17　法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15　法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
18　法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	16　法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19　法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17　法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20　法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	18　法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
21　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	19　法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
22　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。	
23　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	20　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
24　法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	21　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
25　法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	22　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。
26　［略］	23　［略］
（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第7条　［略］	第7条　［略］
（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）	（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例）
第7条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、	第7条の2　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、

平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2　法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条　宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2　法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条　宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3まで

2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの

の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第9条　農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える	第9条　農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合に

場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	は、当該農地調整固定資産税額とする。
［表　略］	［表　略］
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第11条　付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第11条　付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。	2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5　［略］	3～5　［略］
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第13条の2　昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項	第13条の2　昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
2　前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2　前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3　［略］	3　［略］
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第17条　［略］	第17条　［略］
2　法附則第56条第11項の規定の適用を受	2　［略］

けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)	(2)　法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)
(3)　特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)	(3)　特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］
3　［略］	3　［略］
4　法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	4　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)	(2)　法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)
(3)　特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又	(3)　特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又

は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)	は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］
(個人の市民税の税率の特例)	(個人の市民税の税率の特例)
第18条　平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。	第18条　平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則	付　則
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条　別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第2条　別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)	(固定資産税に関する経過措置)
第3条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	第3条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)	(軽自動車税に関する経過措置)
第4条　新条例の規定中軽自動車税に関す	第4条　新条例の規定中軽自動車税に関す

る部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	る部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
備考　前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条　那覇市税条例の一部を改正する条例（令和元年那覇市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条　那覇市税条例の一部を次のように改正する。	第2条　那覇市税条例の一部を次のように改正する。
［第24条の改正規定　別記］	
付　則	付　則
（施行期日）	（施行期日）
第1条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。	第1条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　第2条中那覇市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定　令和3年1月1日	(3)　削除
(4)　第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定　令和3年4月1日	(4)　第2条及び付則第5条の規定　令和3年4月1日
第3条　付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第3条　削除
備考 1　第24条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中の第24条の改正規定の表示に対応する改正後の欄中の第24条の改正規定の表示がない場合は、当該改正前の欄中の第24条の改正規定を削る。 2　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

［改正前　別記］

［第24条の改正規定］

（個人の市民税の非課税の範囲）	（個人の市民税の非課税の範囲）
第24条　次の各号のいずれかに該当する者	第24条　［略］

に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)	(2)　障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
2　［略］	2　［略］

付　則

(施行期日)

第1条　この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条　別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　新条例第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3　新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条　那覇市税条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則	付　則
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)
第6条　[略]	第6条　[略]
2　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、那覇市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2　[略]
(1)～(2)　[略]	(1)～(2)　[略]
(3)　平成30年4月1日から平成31年9月30日まで　1,000本につき4,000円	(3)　平成30年4月1日から令和元年9月30日まで　1,000本につき4,000円
3～12　[略]	3～12　[略]
13　平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し	13　令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し

<table>
<tr><td>たものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。
14　第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table><tr><td rowspan="2">第5項</td><td colspan="2">［略］</td></tr><tr><td>平成28年5月2日</td><td>平成31年10月31日</td></tr><tr><td>第6項</td><td>平成28年9月30日</td><td>平成32年3月31日</td></tr><tr><td colspan="3">［略］</td></tr></table></td><td>たものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。
14　［略］
<table><tr><td rowspan="2">第5項</td><td colspan="2">［略］</td></tr><tr><td>平成28年5月2日</td><td>令和元年10月31日</td></tr><tr><td>第6項</td><td>平成28年9月30日</td><td>令和2年3月31日</td></tr><tr><td colspan="3">［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</td></tr>
</table>

（那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条　那覇市税条例等の一部を改正する条例（平成29年那覇市条例第24号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>付　則
（施行期日）
第1条　この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)～(2)　［略］
（市民税に関する経過措置）
第2条　第1条の規定による改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
2　前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税に</td><td>付　則
（施行期日）
第1条　この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)～(2)　［略］
（市民税に関する経過措置）
第2条　第1条の規定による改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
2　前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税に</td></tr>
</table>

ついて適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3　第4条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	ついて適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3　第4条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
備考　本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

第6条　那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 (施行期日) 第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3)　［略］ (4)　第2条中那覇市税条例第94条第3項の改正規定　平成31年10月1日 (5)　第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　平成32年4月1日	付　則 (施行期日) 第1条　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　第2条中那覇市税条例第94条第3項の改正規定　令和元年10月1日 (5)　第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　令和元年4月1日

(6)　第3条並びに付則第8条及び第9条の規定　平成32年10月1日

(7)　第1条中那覇市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第1条の5の改正規定並びに次条第2項の規定　平成33年1月1日

(8)　第4条並びに付則第10条及び第11条の規定　平成33年10月1日

(9)　第5条の規定　平成34年10月1日

(10)　［略］

(市民税に関する経過措置)

第2条　前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　前条第7号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3　［略］

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条　平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条　平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者

(6)　第3条並びに付則第8条及び第9条の規定　令和2年10月1日

(7)　第1条中那覇市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第1条の5の改正規定並びに次条第2項の規定　令和3年1月1日

(8)　第4条並びに付則第10条及び第11条の規定　令和3年10月1日

(9)　第5条の規定　令和4年10月1日

(10)　［略］

(市民税に関する経過措置)

第2条　前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　前条第7号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3　［略］

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条　平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条　令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者

がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3　前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4　第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3　前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4　第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。 ［表　略］	の右欄に掲げる字句とする。 ［表　略］
5　32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	5　2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
（手持品課税に係る市たばこ税） 第11条　平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。	（手持品課税に係る市たばこ税） 第11条　令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3　前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4　第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

［表　略］

5　33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課さ

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3　前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4　第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

［表　略］

5　3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課さ

れた、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	れた、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
備考　本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第31号
令和２年３月31日
公　　布　　済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条　[略] 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 3　[略] 4　第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。 (保険税の減額) 第21条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1)　[略]	(課税額) 第2条　[略] 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 3　[略] 4　第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 (保険税の減額) 第21条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)　[略]

(2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］	(2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］
(3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］	(3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2　改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

告　　示

那覇市告示第 57 号
令和２年４月７日
掲　　示　　済

令和２年（2020 年）４月那覇市議会臨時会の招集について

令和２年（2020 年）４月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招　集　の　日　　令和２年４月 15 日（水）

２　招 集 の 場 所　　那覇市議会議場

３　付 議 事 件 名

（１）　那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
（２）　那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
（３）　令和２年度那覇市一般会計補正予算（第１号）
（４）　専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
（５）　専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定）
（６）　専決処分の報告について（車両事故）
（７）　専決処分の報告について（車両事故）
（８）　専決処分の報告について（車両事故）
（９）　専決処分の報告について（汀良市営住宅における漏水事故：区分管理施設所有者）
（10）　専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
（11）　専決処分の報告について（那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定）

公　　告

那覇市公告第８号
令和２年４月６日
掲　　示　　済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第21条第１項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　契約締結日　　令和２年４月１日

２　件名、契約相手方の住所及び氏名
　件　名：令和２年度都市公園維持管理業務委託
　契約相手方
　　住　所：那覇市銘苅２丁目３番１号　なは市民協働プラザ３階
　　氏　名：公益社団法人　那覇市シルバー人材センター
　　理事長　翁長　聡

３　契約理由
　契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から提出された見積書の結果による。

４　契約担当課
　都市みらい部　公園管理課　電話　951－3239

那覇市公告第 14 号
令和２年４月９日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・４・那89号城東城北線

２　施行者の名称　　那覇市

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市都市みらい部道路建設課
（２）期間　令和２年４月９日～令和５年３月31日

那覇市公告第 25 号
令和２年４月 17 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和２年3月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部　廃棄物対策課　　電話　098-951-3231			
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長			
業務の名称	一時多量ごみ(リフォーム等による自己解体の建材を含む)の那覇・南風原クリーンセンターへの自己搬入に係る確認業務			
業務の目的	引き払い等により、また自己解体により生じる一時多量の廃棄物について、市の一般廃棄物処理施設である那覇・南風原クリーンセンターに搬入するにあたり、搬入要件を満たしているかを確認するため。			
個人情報の対象者	一時多量ごみを搬入する市民・事業者			
業務の開始年月日	令和２年　４月１日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	□個人番号 ■氏　名 ■住　所 □性　別 ■生年月日 □国　籍 ■本　籍 ■続　柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他 (　　)	■職　業 □地　位 □学　歴 □資　格 □団体加入 □賞　罰 □学業成績 □勤務成績 □その他 (　　)	□収　入 □資産状況 □公租公課 □経済取引 □公的扶助 □その他 (　　)	□思　想　□宗　教 □支持政党　□主義主張 □趣味嗜好　□犯歴等 □その他　(　　) 上記事項を取扱う理由 (　　)
		心　身	その他	
		□健康状態 □容　姿 □病　歴 □障がい程度 □その他 (　　)	□ □ □ □ □	
個人情報の収集方法	■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	□定期(　　月～　　月)　■随時(申請時　　)			
本人への通知方法	■文書　□口頭　□告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)			
備　考				

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年4月1日

那覇市長宛

那覇市長　城間　幹子
(まちなみ整備課)

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課　住まいまちづくりG
電話：951-3251</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">まちなみ整備課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">空家等対策業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">空家等対策の推進に関する特別措置法第4条に基づき、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるため、空家等の所有者等の情報を収集する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和2年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">☐個人番号
☑氏　名
☑住　所
☑性　別
☑生年月日
☐国　籍
☑本　籍
☑続　柄
☑親族関係
☑婚姻離婚
☐その他
(　　)</td><td>☐職　業
☐地　位
☐学　歴
☐資　格
☐団体加入
☐賞　罰
☐学業成績
☐勤務成績
☐その他
(　　)</td><td>☐収　入
☑資産状況
☑公租公課
☐経済取引
☑公的扶助
☐その他
(　　)</td><td rowspan="2">☐思　想　☐宗　教
☐支持政党　☐主義主張
☐趣味嗜好　☐犯歴等
☐その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>☐健康状態
☐容　姿
☐病　歴
☐障がい程度
☐その他
(　　)</td><td>☐
☐
☐
☐
☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　☑本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">☐定期(　月～　月)　☑随時(空家等が生じる都度)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">☐文書　☐口頭　☐告示　☑通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号「法令等に定めがあるとき」に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　☑図画　☑電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3">令和2年度より空家等対策業務が当課に移管されたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年4月1日

那覇市長宛

那覇市長　城間　幹子
(まちなみ整備課)

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課　住まいまちづくりG
電話：951-3251</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">まちなみ整備課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市空家等対策審議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することや空家等の適切な管理及び対策の推進に関して必要な事項を審議する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">空家等対策審議会委員</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和2年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">☑個人番号
☑氏　名
☑住　所
☑性　別
☑生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>☑職　業
☑地　位
☑学　歴
☑資　格
☑団体加入
☑賞　罰
□学業成績
□勤務成績
☑その他
(職　歴)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　月～　月)　☑随時(委員嘱託時)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示　□通知不要(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号　に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　□図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">令和2年度より空家等対策業務が当課に移管されたため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの講演、講座、イベント等の実施に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例に基づく各種事業に関する業務。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">各種事業の参加者及び講師</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和2年3月2日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>■職　業
■地　位
□学　歴
□資　格
■団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(参加受付時、講師依頼時)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">職場体験等の受入れ</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">施設見学、職場体験、インターシップ実習の受入れ等。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">受入れる小中高校生及び大学生</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和2年4月5日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号、メールアドレス)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(在学校)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>■傷害保険加入状況
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(受入時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha図書室資料の受入れ</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">資料の寄贈及び寄託の依頼並びに礼状の提出</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">資料の寄贈者及び寄託者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和2年4月5日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(資料受入時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha図書室ボランティア関連業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">図書室で活動するボランティアを募集し、活動する場を提供することにより、市民との協働による図書室運営を推進することを目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">図書室ボランティア</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和2年4月5日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(年代、電話番号、メールアドレス)</td><td>■職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(ボランティア経験の有無)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>■健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　■随時(ボランティア受付時)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha図書室資料の貸出</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">図書室資料の一般市民への貸出</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市内に在住、在勤又は在学をする者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和2年4月5日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号、メールアドレス、保護者名)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(勤務先、在学校)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(利用者登録申請受付時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの定期利用団体登録に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの定期利用団体登録に関する業務。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">定期利用団体（団体代表者、役員）</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和2年3月2日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
■団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
■その他
(肩書)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(登録受付時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月27日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの施設利用許可に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例に基づき施設の利用許可業務を行う。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市内に在住、在勤又は在学をする者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和2年3月2日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
■その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
■団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(申請受付時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年3月30日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">生涯学習課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの防犯カメラの設置及び運用に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">市民等の管理及び利益を保護し、市民等が安心して那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaを利用できる安全な環境を確保することを目的に当該施設に防犯カメラを設置し、運用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">市民等（カメラに写る者）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">令和2年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="4">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
□氏　名
□住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>■カメラに写る個人情報
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">□本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">■定期(毎日24時)　□随時(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">□文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和2年3月19日

那覇市長　宛

那覇市長
(市民生活安全課長)

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民文化部　市民生活安全課　交通・防犯G　電話　内2211		
届出の区分	■ 廃止　□ 変更	業務の廃止・変更年月日	令和2年3月31日
業務の名称及び開始年月日	那覇市空家等対策業務　　平成27年5月26日		
廃止~~又は変更の~~理由	他課へ業務の移管		
変更の内容	変更前	変更後	
備考	まちなみ整備課へ業務移管		

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・~~変更~~)届出書

令和2年3月19日

那覇市長　宛

那覇市長
(市民生活安全課長)

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">市民文化部　市民生活安全課　交通・防犯G　電話098-862-9930</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>■ 廃止　□ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和2年3月31日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">那覇市空家等対策審議会委員の個人情報の管理　平成29年9月27日</td></tr>
<tr><td>廃止~~又は変更の~~理由</td><td colspan="3">他課へ業務を移管</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">まちなみ整備課へ業務移管</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月30日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314		
届出の区分	■ 廃止　□ 変更	業務の廃止・変更年月日	令和2年3月31日
業務の名称及び開始年月日	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の不動産取得業務　平成26年5月1日		
廃止又は変更の理由	業務が終了したため。		
変更の内容	変更前	変更後	
備考			

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月30日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314		
届出の区分	■ 廃止　□ 変更	業務の廃止・変更年月日	令和2年3月31日
業務の名称及び開始年月日	那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の愛称募集業務　平成31年7月1日		
廃止又は変更の理由	業務が終了したため。		
変更の内容	変更前	変更後	
備考			

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和2年3月30日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長　田端　一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　生涯学習課　　電話　917-3314</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和2年4月1日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="2">那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の基本構想策定、設計・建設工事、管理運営等に関する業務</td><td>平成26年10月1日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">施設の名称を変更し、また、施設開館に伴い業務内容が変更となるため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">・業務の名称：那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の基本構想策定、設計・建設工事、管理運営等に関する業務
・業務の目的：本施設の基本構想策定に関する勉強会への参加者やパブリックコメントへの応募者、設計・建設工事に関する勉強会や説明会、管理運営等に関する勉強会や説明会への参加者を確認するため。</td><td>・業務の名称：那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの管理運営等に関する業務
・業務の目的：本施設の管理運営等に関する勉強会や説明会への参加者を確認するため。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 12 号
令 和 ２ 年 ４ 月 ８ 日
公　　表　　済

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那　覇　市　消　防　局
局長　島　袋　弘　樹

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防査察規程(平成31年消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［第5号様式　別記］	［第5号様式　別記］
備考　1　様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

この訓令は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

［第5号様式(第18条関係)］

［略］

勧告書

あなたの(管理・所有・占有)する下記防火対象物について、　年　月　日 消防法第4条の規定に基づく立入検査の結果、下記指摘事項の是正を履行されるよう勧告します。

なお、改修結果又は改修計画の概要を　年　月　日までに、第4号様式の改修等報告書により報告してください。

［略］

［改正後　別記］

［第5号様式(第18条関係)］

［略］

勧告書

あなたの(管理・所有・占有)する下記防火対象物について、　年　月　日 消防法第4条の規定に基づく立入検査の結果、下記指摘事項の是正を履行されるよう勧告します。

［略］

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第２号
令　和　２　年　４　月　３　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 521 号
指定工事店名	モリ建設備
営業所所在地	沖縄県首里山川町２丁目 65 番地８ 102 号室
代表者氏名	西平　守弥
有効期間	自　令和２年３月 25 日 至　令和６年３月 31 日

那覇市上下水道局告示第３号
令　和　２　年　４　月　３　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第３項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号	第 384 号
指定工事店名	モリ建設備
営業所所在地	沖縄県那覇市首里山川町２丁目 65 番地８ 102 号室
代表者氏名	西平　守芳
取消日	令和２年３月 31 日
取消理由	代表者変更の為

那覇市上下水道局告示第４号
令　和　２　年　４　月　６　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

那覇市下水道条例 16 条に基づく更新手続きがなかったため、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号　第 249 号
指定工事店名　有限会社秀開發工業
営業所所在地　沖縄県南城市佐敷字屋比久 141 番地１
代表者氏名　仲間　美智秀
満了日　令和２年３月 31 日
理由　有効期間満了のため

指定（登録）番号　第 271 号
指定工事店名　株式会社丸産業
営業所所在地　沖縄県浦添市前田１丁目 54 番１号
代表者氏名　石川　丈正
満了日　令和２年３月 31 日
理由　有効期間満了のため

那覇市上下水道局告示第５号
令和２年４月６日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

那覇市下水道条例 16 条に基づく更新手続きがなかったため、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定（登録）番号　第 379 号
指定工事店名　有限会社大山設備
営業所所在地　沖縄県うるま市石川曙三丁目 10 番１号
代表者氏名　大山　ハヤミ
満了日　令和２年３月 31 日
理由　有効期間満了のため

指定（登録）番号　第386号
指定工事店名　赤嶺水道設備
営業所所在地　沖縄県那覇市具志２丁目16番12号
代表者氏名　赤嶺　和秀
満了日　令和２年３月31日
理由　有効期間満了のため

那覇市上下水道局告示第６号
令和２年４月15日
掲示済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第３号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　上地　英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定番号	事　業　者	所　在　地	代　表　者
338	株式会社沖永開発	浦添市牧港五丁目６番３号	安里　邦夫

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第５号
令和２年４月８日
掲示済

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市監査委員　久場健護
同　宮里善博
同　宮城哲
同　古堅茂治

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程（平成20年監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条　この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、那覇市監査委員（以下「監査委員」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任させることに関し、必要な事項を定めるものとする。 （委任） 第2条　監査委員は、職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。）の給与等に関する事務を総務部長に委任するものとする。	（趣旨） 第1条　この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7本文の規定に基づき、那覇市監査委員（以下「監査委員」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任させることに関し、必要な事項を定めるものとする。 （委任） 第2条　監査委員は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与等に関する事務を総務部長に委任するものとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

正　　誤

○那覇市公報第1762号の正誤

2020（令和２）年４月15日付け那覇市公報第1762号に搭載された那覇市告示第36号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
455～456	2　受託者の住所	那覇市山川町２丁目61番地17	那覇市首里山川町２丁目61番地17
	4　委託期間	令和２年４月１日から令和31年３月31日まで	令和２年４月１日から令和３年３月31日まで